

栄養士法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

栄養士法施行令の改正に伴い、栄養士及び管理栄養士の養成施設に係る手続きについて、当該養成施設の所在地の都道府県知事の経由を要しなくなったこと、また、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士国家試験の受験資格が変更となり、栄養士免許の取得が不要になったことから、保健福祉事務所を経由する書類の範囲を変更する必要があるため、「栄養士法施行細則」について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 栄養士法施行令の改正に伴う改正 保健福祉事務所を経由する書類の範囲の例外から養成施設に係る申請書を除く
- (2) 管理栄養士国家試験の受験資格の変更に伴う改正 保健福祉事務所を経由する書類の範囲の例外から管理栄養士養成施設の卒業見込み者が提出する申請書を除く
- (3) その他 条文の整理等、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この規則は公布の日から施行する。